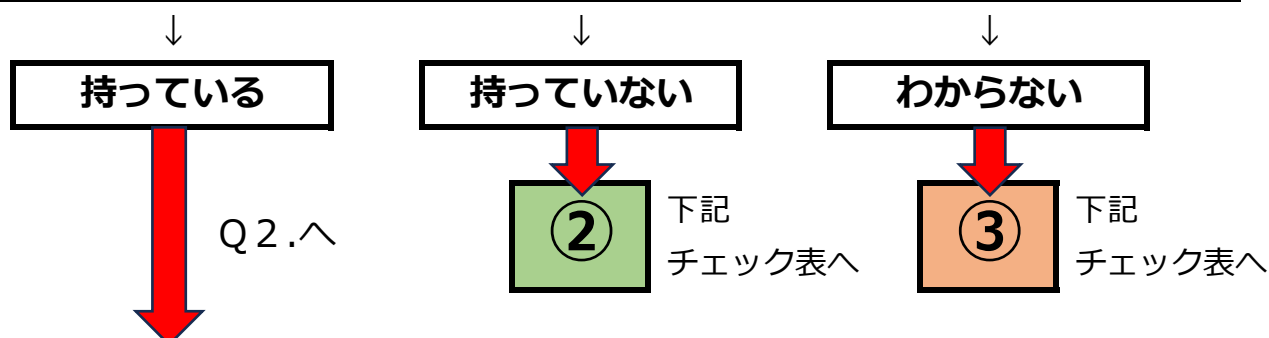


被保険者証の更新について

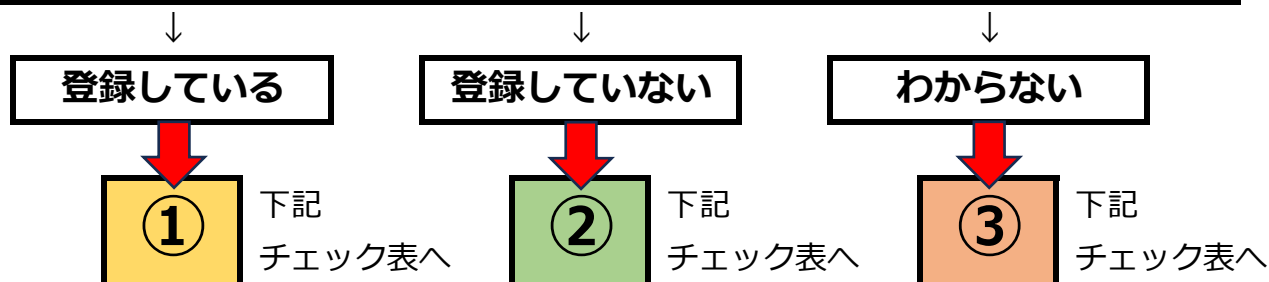
※1

法改正に基づき、11月1日より全ての方の被保険者証等が廃止となります。つきましては下記をご覧ください、更新時（10月中）に送付されるものをご確認下さい。※1 今回の更新時より前期高齢受給者証（対象者）も廃止（不要）となります。

Q1.マイナンバーカードを持っていますか？



Q2.マイナンバーカードを保険証として登録していますか？



< 更新時に送付されるものチェック表 >

No.	今回送付するもの	11/1 以降保険証として利用するもの
①	資格情報通知書 ・ A4普通紙 ＊ 有効期限は7/31	マイナンバーカード ＊ 資格情報通知書は記号番号等の確認時に必要となりますので、大切に保管してください。
②	資格確認書 ・ 現保険証と同様のもの ＊ 有効期限は7/31	資格確認書 ＊ 従来同様窓口にご提示ください
③	上記①又は②	マイナンバーカード又は資格確認書 ＊ 法に基づき組合で確認の上、送付致します。

< ご注意 > ＊従来の有効期限10月31日が今回より毎年7月31日となります。

お問い合わせ先：小売こくほ事務局 06-6942-1691